

年金Q&A 目次

資料項目		項番	質問内容	ページ	
		1	基礎年金番号とは何ですか？自分の番号を確認するには？	32	
		2	年金手帳を持っていないのですが。	32	
		3	退職後に年金について相談したい時は、どこに相談すればよいですか？	32	
1	年金制度	年金の種類 (受給選択)	4	私は、現在、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しています。 (1) 特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生したら年金はどのように受給することになりますか？ (2) 65歳になったらどうなりますか？	32
2	老齢年金	支給開始年齢	5	老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？	33
		老齢年金概要	6	女性で、民間企業に勤務し、厚生年金に加入していた期間があります。老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？	33
			7	「特別支給の老齢厚生年金」と「本来支給の老齢厚生年金」は何が違うのでしょうか？	34
		加給年金額	8	配偶者が働いていて給料収入があります。加給年金額の対象になりますか？	34
			9	配偶者の年収が850万円以上あります。加給年金額の対象者になりませんか？	34
老齢基礎年金	10	老齢基礎年金とは何ですか。共済組合員にも支給されますか？	34		
3	受給権発生後の年金手続	請求手続	11	老齢厚生年金は、支給開始年齢になれば、自動的に支給開始されますか？	34
			12	老齢厚生年金の請求書はどこから届きますか？	35
			13	老齢厚生年金の請求書が届きません。どうすればよいですか？	35
			14	教員になる(公立学校共済組合に加入する)前、民間企業に勤めた期間があります。特別支給の老齢厚生年金の請求手続はどうすればよいですか？	35
			15	特別支給の老齢厚生年金の請求書が届きました。在職中だと年金は支給されないと思うので、年金請求の手続はしなくてもよいですか？	35
			16	年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいかかりますか？	35
			17	私は64歳で年金の受給権が発生しますが、65歳になった時も手続があるそうですね。どんな手続がありますか？	36
		退職改定	18	フルタイム再任用(年金受給権あり)を3月に退職しました。最初の年金の支給が8月になるのはどうしてですか？もっと早くできませんか？	36
4	年金の受給	在職支給停止	19	(1) 在職停止とはどのような制度ですか？ (2) 停止された年金は後から支給されますか？ (3) 令和4年度から在職停止の計算方法が変わるそうですが？	36
			20	定年退職後、再就職する予定です。どうしたら老齢厚生年金をカットされずに働くことができますか？	37
			21	公務員として再就職した場合と、民間企業に再就職した場合とで老齢厚生年金の在職停止の計算に何か違いがありますか？	37
			22	年金が支給されるようになってからまた仕事をする場合、年金はどうなりますか？繰上げ(前倒し)請求した年金は、支給停止になりますか？	37
		繰上げ	23	退職後、すぐ年金をもらうことはできますか？	38
			24	年金の繰上げ請求を希望した場合の注意点は何かありますか？	38
		見込額	25	私の年金額はどのくらいでしょうか？	38
			26	4月に知事部局から異動してきましたが、「ねんきん定期便」に異動前の記録が反映されていません。なぜですか？	39
			27	7月に届いた「給付算定基礎額残高通知書」とは何ですか？	39
			28	ねんきん定期便以外に年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」というものが届きますが、将来、残高に表示されている金額が貰えるのですか？	39
		支給日	29	年金の支給日はいつですか？	39
税金	30	年金から税金が天引きされると聞きました。何税が引かれるのでしょうか？	39		
5	障害・遺族	障害年金	31	障害厚生年金を請求したい時はどのようにすればよいですか？	40
		遺族年金	32	年金受給者が死亡しました。手続はどのようにすればよいですか？	40
			33	遺族厚生年金の年金額はいくら位ですか？	40

年金Q&A

Q 1 基礎年金番号とは何ですか？自分の番号を確認するには？

A 1 基礎年金番号とは、平成9年1月から導入された1人に1つ与えられた年金番号で、国民年金や厚生年金、共済組合など、公的年金制度共通の番号です。
基礎年金番号は、「基礎年金番号通知書」「年金手帳」「年金証書」「ねんきん定期便」等で確認することができます。

Q 2 年金手帳を持っていないのですが。

A 2 国民年金、厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が年金事務所（日本年金機構）から交付されます。
年金手帳を紛失等された方は、年金事務所にお問い合わせください。
※ 年金加入期間が公務員等共済組合期間のみの方には、年金手帳は交付されていません。

Q 3 退職後に年金について相談したい時は、どこに相談すればよいですか？

A 3 退職後の相談窓口は、公立学校共済組合本部です。次の連絡先にお問合せください。
公立学校共済組合本部 年金相談窓口 TEL 03(5259)1122
月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:30
※ 相談者の氏名、年金証書番号（年金受給者）、年金待機者番号（年金待機者）、基礎年金番号、等をお知らせください。

Q 4 私は、現在、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しています。

- (1) 特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生したら年金はどのように受給することになりますか？
- (2) 65歳になったらどうなりますか？

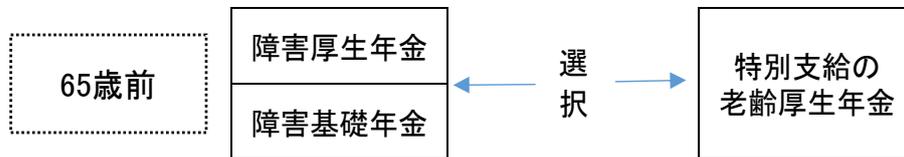
A 4

- (1) 公的年金では、支給事由（老齢・障害・遺族）が異なる二つ以上の年金を受給できる場合、原則として、いずれか一つの支給事由に係る年金（最も有利な年金）を選択していただきます。

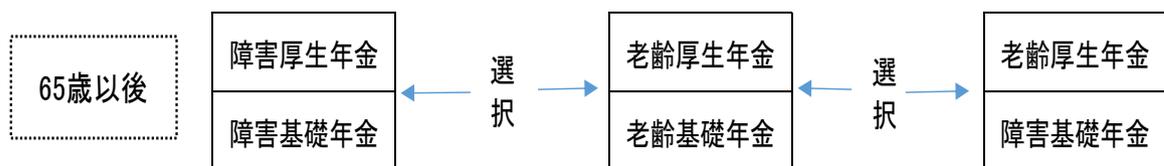
同じ事由で受給できる年金（「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」、「障害厚生年金」と「障害基礎年金」）は、一つの年金とみなし、併せて受給できます。

※ 選択後でも、選択する年金を変更することが可能です。

今まで「障害基礎年金」と「障害厚生年金」を受けていた方が、特別支給の老齢厚生年金を受けられるようになったときには、障害給付と老齢給付を併せて受けることはできないので、いずれかを選択することになります。



(2) 「障害基礎年金」を受けている方が「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」を受けられるようになったときは、「障害基礎年金」と「老齢基礎年金」の二つの基礎年金を併せて受けることはできませんが、65歳以降「障害基礎年金」と「老齢厚生年金」は併せて受けることができ、次の図のいずれかの組合せを選択することになります。



→ P 3 参照

Q 5 老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

A 5 受給資格を満たしていれば、原則として65歳から「本来支給の老齢厚生年金」が受給できます。なお、昭和36年4月1日以前生まれの方は、生年月日に応じて、64歳以前から「特別支給の老齢厚生年金」が受けられます。

→ P 5 参照

Q 6 女性で、民間企業に勤務し、厚生年金に加入していた期間があります。老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

A 6 昭和41年4月1日以前生まれの女性で民間企業での勤務経験等の加入期間がある方は、受給資格を満たしていれば、公務員期間の年金より早い年齢から特別支給の老齢厚生年金を受給できます。公務員の厚生年金とは別に、先行して日本年金機構で請求手続を行ってください。

※支給開始年齢はP 5※2の表を参照してください。

→ P 5 参照

Q 7 「特別支給の老齢厚生年金」と「本来支給の老齢厚生年金」は何が違うのでしょうか？

A 7 60～64歳に支給される年金を「特別支給」、65歳から支給される年金を「本来支給」と呼んでいます。老齢厚生年金は、本来65歳から支給されますが（本来支給）、経過措置で当分の間、65歳に達するまでの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されることになっています。

→P 6 参照

Q 8 配偶者が働いていて給料収入があります。加給年金額の対象者になりますか？

A 8 年金受給権発生時に、配偶者(65歳未満)と生計が同一で、その方の恒常的収入が850万円未満であれば対象となります。

→P 6 参照

Q 9 配偶者の年収が850万円以上あります。加給年金額の対象者になりませんか？

A 9 収入又は所得が限度額以上でも、定年退職等の理由(自己都合によらないもの)により年金請求者の受給権発生時から5年以内に850万円未満になると見込まれるときは該当します。

→P 6 参照

Q10 老齢基礎年金とは何ですか。共済組合員にも支給されますか？

A10 全国民共通の公的年金です。共済組合の組合員は、厚生年金と同時に国民年金の第2号被保険者として国民年金にも加入していますので、受給要件を満たせば、65歳到達後、日本年金機構から支給されます。

→P 9 参照

Q11 老齢厚生年金は、支給開始年齢になれば、自動的に支給開始されますか？

A11 年金は自動では支給開始されません。年金を受給するためには自宅に送付される請求書で年金請求の手続をする必要があります。

→P 11 参照

Q12 老齢厚生年金の請求書はどこから届きますか？

A12 請求書は最後に加入した実施機関（P3）から自宅に送付されます。

→P11 参照

Q13 老齢厚生年金の請求書が届きません。どうすればよいですか？

A13 年金請求書は、最後に加入していた実施機関（P3）から受給権が発生する誕生日の前に自宅に送付されます。誕生日を過ぎても年金請求書が届かない場合は、最後に加入していた実施機関へお問合せください。

→P11 参照

Q14 教員になる(公立学校共済組合に加入する)前、民間企業に勤めた期間があります。特別支給の老齢厚生年金の請求手続はどうすればよいですか？

A14 被用者年金制度の一元化により、特別支給の老齢厚生年金の年金請求はワンストップサービスとなりました。一か所の実施機関（P3）に「年金請求書」を提出することで、すべての厚生年金加入期間の年金請求を同時に行うことができます。

ただし、女性で民間企業等の期間がある場合、その期間に係る厚生年金の支給開始年齢は、公務員の支給開始年齢とは異なりますので、別々に請求手続を行うこととなります。

→P11 参照

Q15 特別支給の老齢厚生年金の請求書が届きました。在職中だと年金は支給されないと思うので、年金請求の手続はしなくてもよいですか？

A15 年金支給の有無にかかわらず、支給開始年齢に達した時に、年金の請求手続を行う必要があります。なお、特別支給の老齢厚生年金(65歳より前に支給)に、繰下げ(受給開始を先に延ばすこと)の制度はありません。

→P12 参照

Q16 年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいかかりますか？

A16 年金請求書提出後、書類に不備等がなかった場合、初回の支給は、請求書の提出からおおむね5～6か月後になります。年金の支給が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が自宅へ送付され、その後、年金の支給が始まります。

→P12 参照

Q17 私は64歳で年金の受給権が発生しますが、65歳になった時も手続があるそうですね。どんな手続がありますか？

A17 65歳になると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅し、本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給権が発生します。65歳以降の年金を受給するためには、それぞれ手続が必要です。

65歳時に公立学校共済組合神奈川支部の組合員の方は、神奈川支部から、手続に必要な書類が自宅あてに送付されますので、期日までに提出してください。

複数の老齢厚生年金がある場合は、それぞれの実施機関（P3）において、請求手続が必要です。

→P13 参照

Q18 フルタイム再任用(年金受給権あり)を3月に退職しました。最初の年金の支給が8月になるのはどうしてですか？もっと早くできませんか？

A18 年度末に退職される方の公立学校共済組合の年金(老齢厚生年金・退職共済年金)は、在職中、支給停止されていますが、退職後に年金の改定手続(既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加える手続)を行うとともに、年金の在職停止を解除します。

この手続は退職後から開始しますが、年度末退職者の手続が全国的に集中するため、支部及び本部での処理に3～5か月を要します。そのため最初の支給となる4・5月分の年金については、8月以降の支給となります。御理解いただきますようお願い申し上げます。

→P15 参照

Q19

- (1) 在職停止とはどのような制度ですか？
- (2) 停止された年金は後から支給されますか？
- (3) 令和4年度から在職停止の計算方法が変わるそうですが？

A19

(1) 老齢厚生(退職共済)年金を受給している方が、在職中(厚生年金の被保険者)である間は、報酬と年金額の合計額が一定の基準額を超えると、年金の全部または一部が支給停止になる制度です。

※ 被用者年金制度に加入していない場合は、年金の支給停止はありません。

(年金制度に加入しているかは、「令和2年度「退職予定者説明会」資料「4 年金関係手続一覧表」(P5)を参照してください。)

(2) 支給停止された年金が後日支給されることはありませんが、在職中の期間(被

保険者期間)は、退職後から支給される年金額に反映されます。

(3) 現在、65歳未満の方の支給停止基準額(総報酬月額相当額[※]と年金月額の合計でこの額を超えると年金の停止が発生します)は28万円ですが、令和4年4月1日から、65歳以上と同じ47万円に改正されます。

※ 総報酬月額相当額

=その月の標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の総額÷12

→P18 参照

Q20 定年退職後、再就職する予定です。どうしたら老齢厚生年金をカットされずに働くことができますか？

A20 収入があっても、厚生年金に加入しないで働く場合(勤務時間の少ない講師、パート、個人事業等)、厚生年金に加入して働く場合でも、総報酬月額相当額^{※1}と年金月額の合計が65歳未満は28万円以下^{※2}、65歳以上は47万円以下であれば、年金は支給停止されず、全額支給されます。

また、不動産等による収入は、在職支給停止の対象にはなりません。

※1 総報酬月額相当額

=その月の標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の総額÷12

※2 現在、65歳未満の方の支給停止基準額(総報酬月額相当額と年金月額の合計でこの額を超えると年金の停止が発生します)は28万円ですが、令和4年4月1日から、65歳以上と同じ47万円に改正されます。

→P18 参照

Q21 公務員として再就職した場合と、民間企業に再就職した場合とで老齢厚生年金の在職停止の計算に何か違いがありますか？

A21 公務員(再任用フルタイム職員を含む)として再就職した場合、職域年金相当部分(老齢厚生年金の1/6程度の額)は全額停止されます。

一方、民間企業に再就職した場合は、職域年金相当部分は支給停止の対象にはなりません。

→P18 参照

Q22 年金が支給されるようになってからまた仕事をする場合、年金はどうなりますか？繰上げ(前倒し)請求した年金は、支給停止になりますか？

A22 再就職先で被用者年金に加入する場合の年金は、報酬額によっては在職支給停止の対象になります。

公務員の共済組合に加入する場合は、「年金受給権者再就職届書」の提出が必要

です。様式については、加入する共済組合により異なりますので、新しい勤務先で確認してください。

また、繰上げ支給の老齢厚生年金については、再就職先で厚生年金に加入する場合（再任用フルタイム勤務等）、一部又は全部が支給停止になる可能性があります。（「繰上げ支給の老齢基礎年金」は、支給停止になりません。）繰上げ請求の予定がある方は、注意してください。

→ P18 参照

Q23 退職後、すぐ年金をもらうことはできますか？

A23 60歳以上で年金の受給要件を満たしていれば、老齢厚生年金及び老齢基礎年金を前倒して請求することができます。（繰上げ請求）

→ P20 参照

Q24 年金の繰上げ請求を希望した場合の注意点は何か？

A24

- ◆支給される年金の額は、繰上げする期間1か月につき0.5%減額され、減額された年金額は生涯変わりません。
 - ◆老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。老齢厚生年金だけを繰り上げることはできません。
 - ◆繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- 他にも制約がありますので、事前に十分検討してください。

→ P20 参照

Q25 私の年金額はどのくらいでしょうか？

A25 毎年1回誕生月に、将来の年金見込額等が記載された「ねんきん定期便」が、公立学校共済組合本部から組合員の自宅に直接送付されますので、参照してください。

また、「地共済年金情報 Web サイト」で年金見込額や保険料納付済み額等の情報が確認できます。情報確認には、事前にユーザーIDの取得が必要です。公立学校共済組合ホームページピックアップ情報「地共済年金情報 Web サイトのご案内」から申込みができます。

※ 既に年金受給権が発生している方は利用できません。

→ P21 参照

Q26 4月に知事部局から異動してきましたが、「ねんきん定期便」に異動前の記録が反映されていません。なぜですか？

A26 他共済組合から異動された方については、組合員のデータ移行に一定期間を要する関係で、異動前の期間が反映されないまま「ねんきん定期便」が送付される可能性があります。この場合は、翌年度の「ねんきん定期便」で内容を確認してください。

→P21 参照

Q27 7月に届いた「給付算定基礎額残高通知書」とは何ですか？

A27 65歳から支給される「年金払い退職給付」(P7)について、直近一年間の積立金額及び利息額をお知らせしたものです。平成28年から、毎年7月に公立学校共済組合本部から自宅あてに送付されています。

→P22 参照

Q28 ねんきん定期便以外に年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」というものが届きますが、将来、残高に表示されている金額が貰えるのですか？

A28 「年金払い退職給付」は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」の給付です。65歳以降に、通知書に記載されている「給付算定基礎額残高」のうち、半分は「一時金」又は「有期年金(20年又は10年)」として、半分は「終身年金」として受給することになります。

→P22 参照

Q29 年金の支給日はいつですか？

A29 年金の支給は、2・4・6・8・10・12月の年6回です。原則として支給月の15日(土曜日のときは14日、日曜日のときは13日)に、支給月の前月と前々月の2か月分が後払いで支給されます。

(例：12月15日に10月分と11月分が支給)

→P22 参照

Q30 年金から税金が天引きされると聞きました。何税が引かれるのでしょうか？

A30 老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。

また、年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療

制度の保険料、住民税等が天引き（特別徴収）されます。

→ P23 参照

Q31 障害厚生年金を請求したい時はどのようにすればよいですか？

A31 障害厚生年金は、被保険者(組合員)期間中に初診日(その傷病で初めて医師の診察を受けた日)がある傷病により一定の障害等級に該当すると認定されれば、在職中でも受給することができます。まずは神奈川支部へ連絡してください。「初診日」により必要な書類が異なりますので、「初診日」を確認の上、相談してください。

→ P24 参照

Q32 年金受給者が死亡しました。手続はどのようにすればよいですか？

A32 電話又は文書「年金受給者の死亡に伴う連絡票」により、公立学校共済組合本部年金相談窓口又は神奈川支部の年金相談窓口にご連絡ください。年金受給者の死亡に伴う手続に必要な書類を本部から送付します。

届出の様式「年金受給者の死亡に伴う連絡票」は公立学校共済組合本部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/>) のトップページ右側の「ピックアップコンテンツ」⇒「ピックアップ情報」⇒「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」からもダウンロードできます。

→ P29 参照

Q33 遺族厚生年金の年金額はいくら位ですか？

A33 遺族厚生年金の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金のおよそ3/4に相当する額になります。

→ P29 参照